

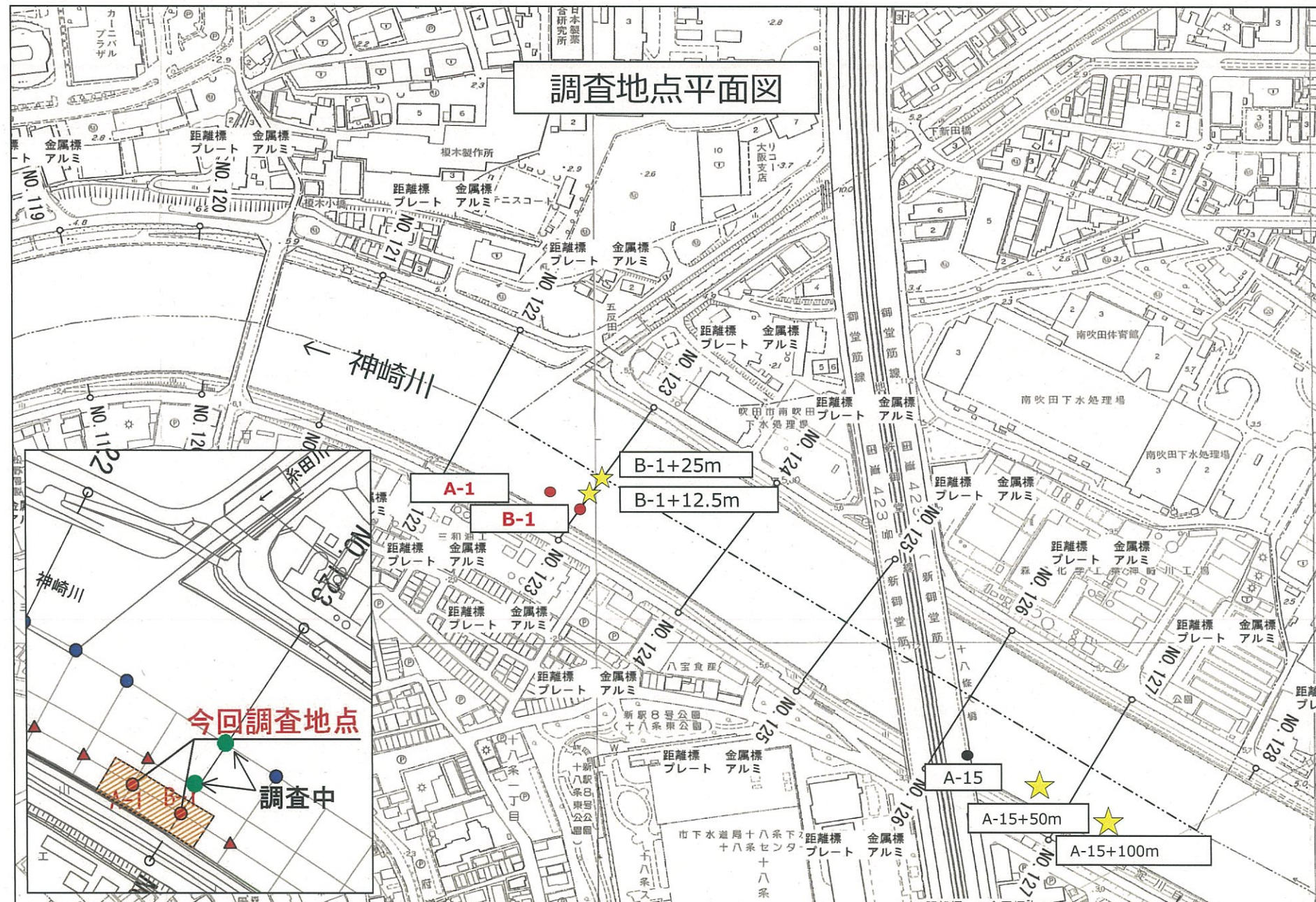
### 1. 神崎川の糸田川合流部左岸におけるダイオキシン類汚染底質対策について

#### 【平成25年度第1回底質浄化委員会までの審議の流れ】

神崎川においては、広範囲で底質表層におけるダイオキシン類の環境基準超過が確認されており、現在は表層濃度が高い1,000pg-TEQ/gを超えるエリアについて、順次、浚渫・覆砂等の対策を実施しているところである。

一方で、神崎川の糸田川合流部左岸において、表層では環境基準を下回るものの、0~1m層で3000pg-TEQ/gを超える超高濃度のダイオキシン類が確認されている地点があり、対策を検討すべく詳細な深度方向の調査を実施したところである。

また、前回審議会(H25.11.07)において汚染範囲確定のためB-1地点より流心側及びA-15上流での追加調査が必要との指摘を受け調査を実施しているところである。

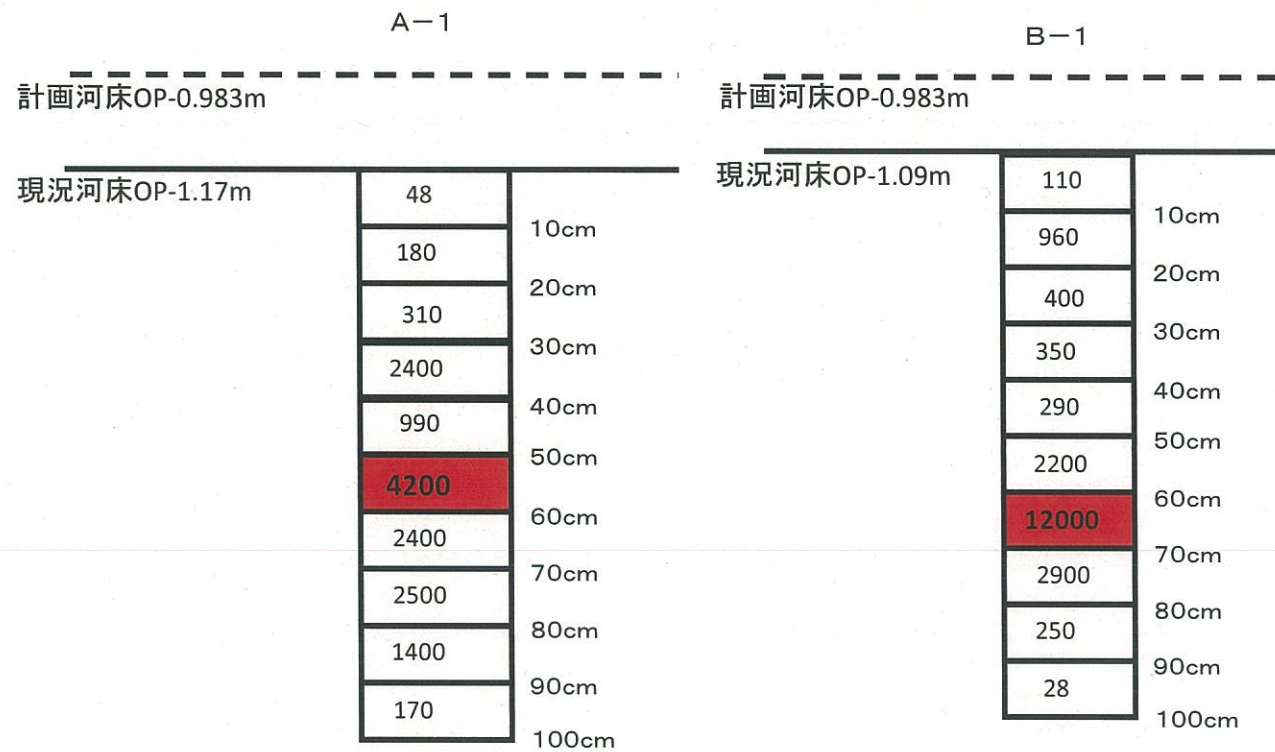


## 2. 調査結果について

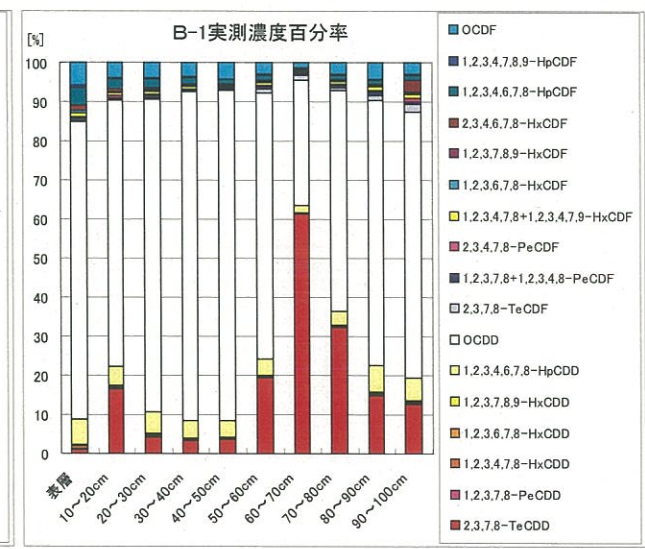
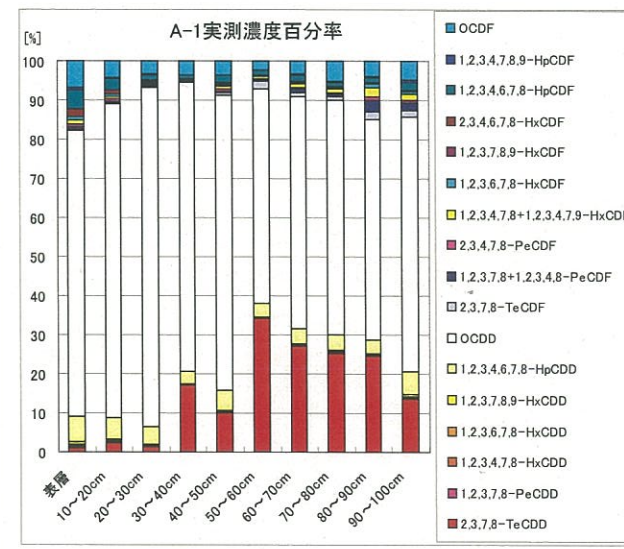
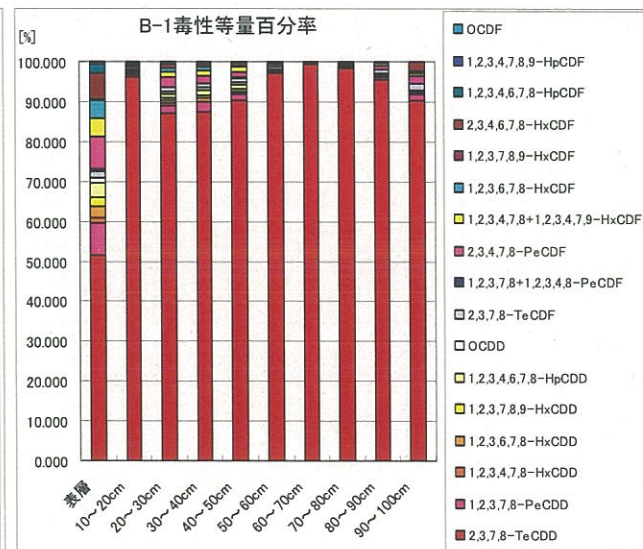
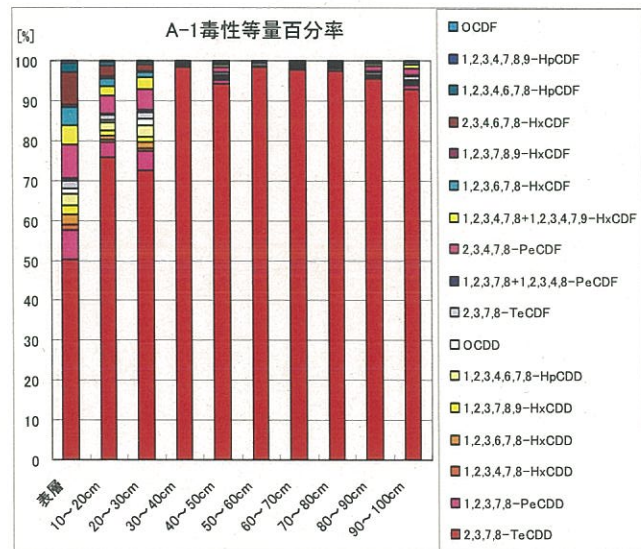
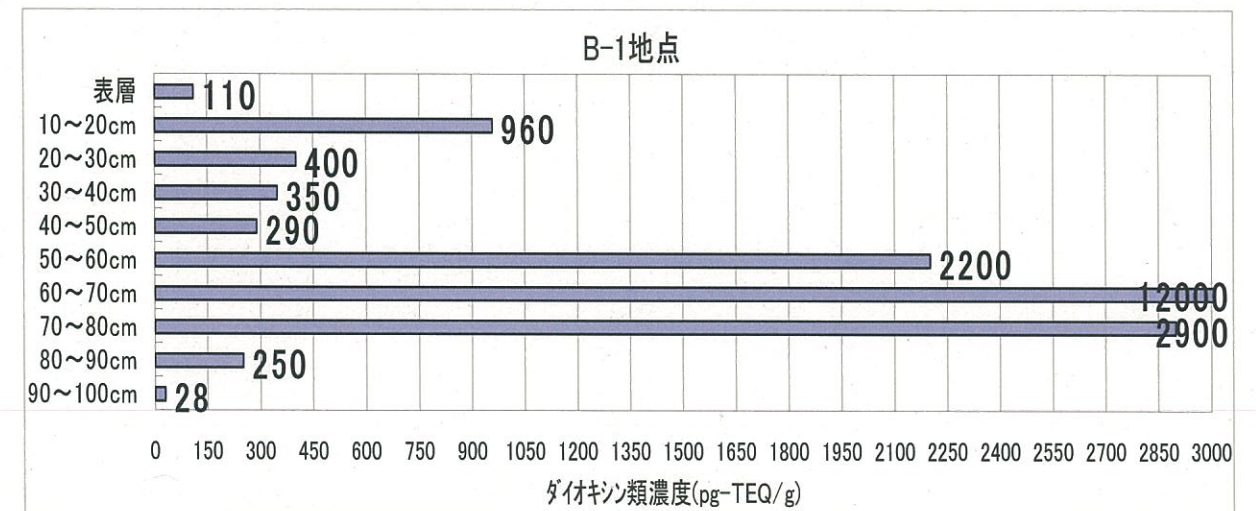
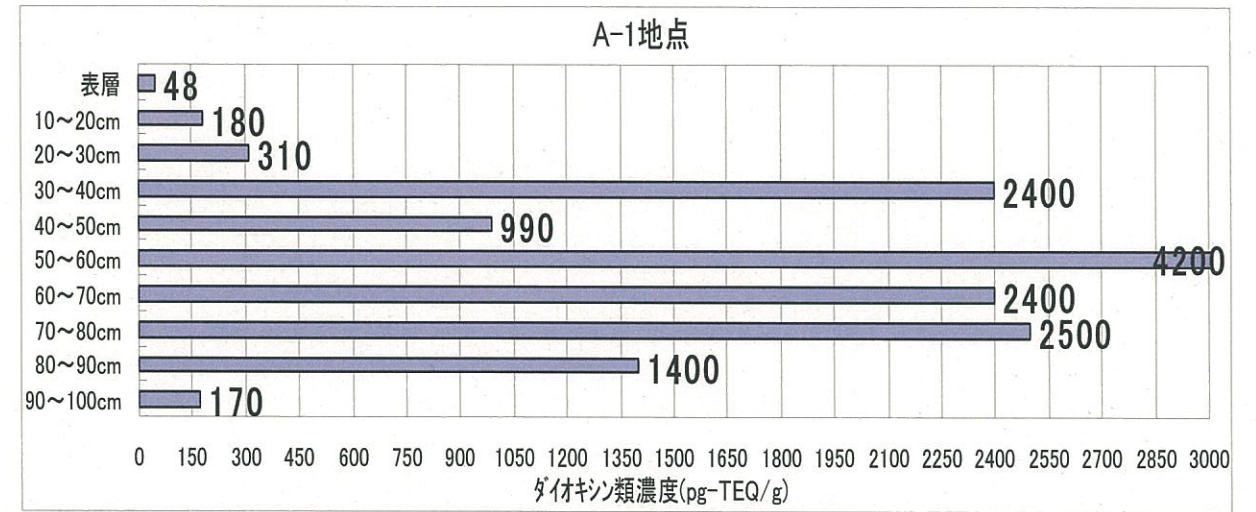
### ● A-1およびB-1で詳細調査を実施したところ

表層では、A-1地点(48pg-TEQ/g)、B-1地点(110pg-TEQ/g)と両地点ともに環境基準を満足することが再確認された。

また、調査点A-1地点で50~60cm層(OP-1.67~-1.77m)、B-1地点で60~70cm層(OP-1.69~-1.79m)について3000pg-TEQ/gを超える超高濃度のダイオキシン類(A-1:4200pg-TEQ/g、B-1:12000pg-TEQ/g)が確認され、これらの層ではこれまでと同様に2,3,7,8-TeCDDの占める割合が大きい「特異的な汚染」であることが確認された。



### ダイオキシン類の深度分布



### 3. 今後の対策について

#### ● 超高濃度汚染対策について

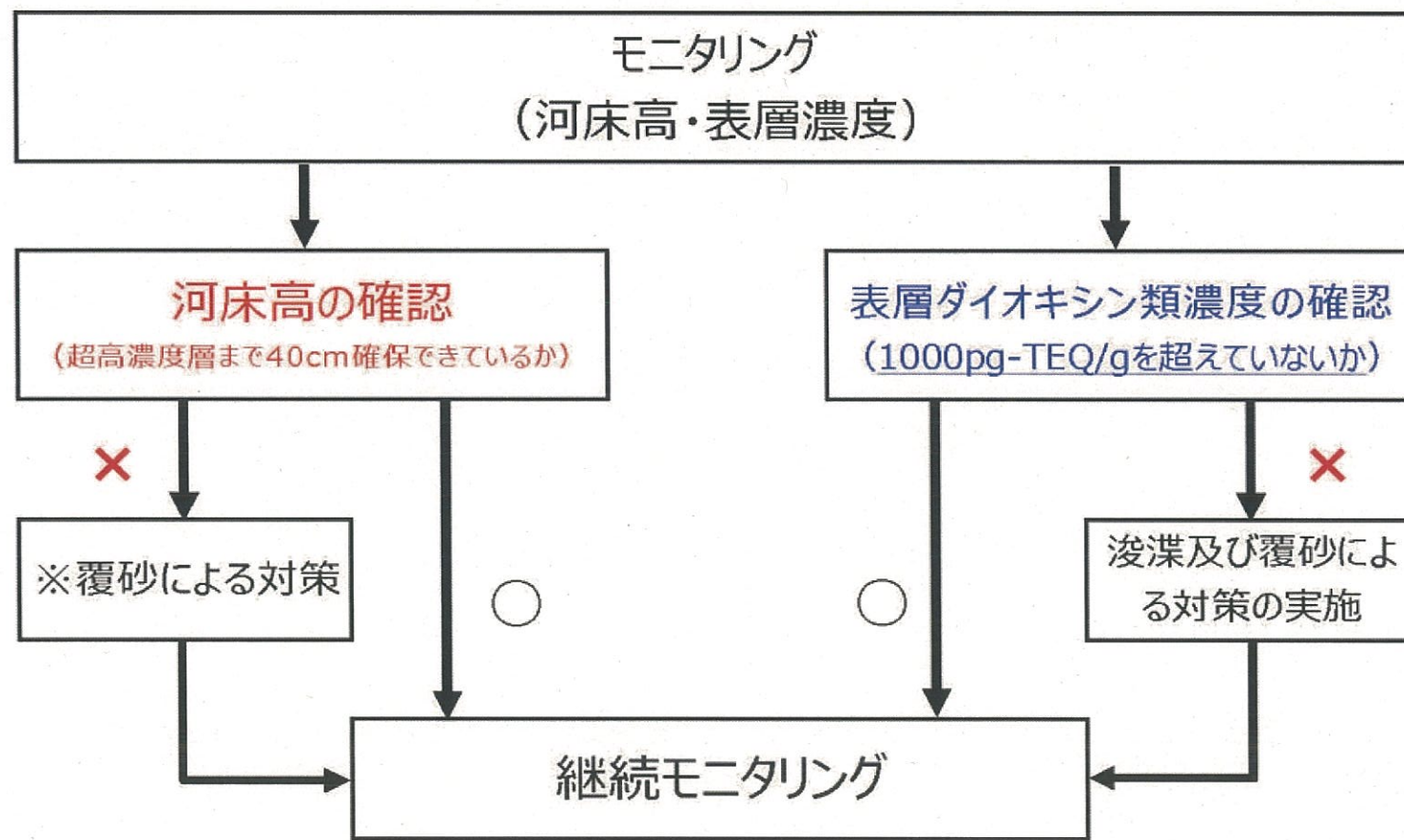
表層では、環境基準を満足していることから、直ちに水質への著しい影響が生じることはないと考えられる。

また、神崎川では「湖沼・内湾などにおける底泥からの栄養塩類等の溶出防止対策の覆砂厚が30cm以上」(港湾におけるダイオキシン類対策技術指針:平成20年4月国土交通省港湾局)であることを踏まえ、30cm以上の覆砂厚を維持するよう、浄化浚渫を施工した箇所については、覆砂工(70cm)を実施しているところである。

今回の調査結果で、50cm以上の深度に超高濃度汚染が存在することが確認され、現状では汚染の拡散が懸念される状況ではないと考えられる。

以上を踏まえ、今後は河床高及び表層のダイオキシン類濃度を継続的(年1回)にモニタリングし、河床高の低下(超高濃度層が表層から40cm以内に近接)が確認された場合には表層から超高濃度汚染層まで70cm程度を確保するよう必要に応じて覆砂等の対策を実施することとしたい。

フロー図



※覆砂による対策：表層～超高濃度層まで70cmを確保

